平成２５年（フ）第２２７３号
札幌市東区北38条東14丁目３番１―801号
債務者　宮下　惠子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７７号
札幌市白石区菊水９条２丁目５番５号　プログレスシティ菊水702号
債務者　中山　　守
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８号
群馬県高崎市大八木町2096番地１　サンレジデンスＣ―101号
債務者　内藤　則幸
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５５４号
神奈川県伊勢原市上粕屋448番地　県３―201号
債務者　小濱パトリシアこと　ＡＲＭＡＳ　ＫＯＨＡＭＡ　ＰＡＴＲＩＣＩＡ　ＲＡＱＵＥＬ
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５８１号
神奈川県小田原市蓮正寺528番地　市営螢田住宅13号棟365号室、前住所神奈川県小田原市久野2188番地の65
債務者　横山ツヤ子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０６号
相模原市緑区橋本７丁目５番21号　コモラード橋本206号室
債務者　大谷　隆司
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４１１号
相模原市中央区上溝５丁目１番９―203号
債務者　小池　貢司
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第７１号
新潟県燕市佐渡5286番地　インターメゾン燕三条102号
債務者　吉田　高道
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第４４９号
静岡県沼津市双葉町６番24号　富士一アビタシオン306、住民票上の住所静岡県沼津市双葉町６番24号　富士一アビタシヨン306、前住所静岡県三島市初音台１番地の34
債務者　矢崎　進吾
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２０５４号
愛知県大府市北山町１丁目61番地の１　Ｃｏｍｆｏｒｔ北山201号
債務者　植村タケシこと　ＵＥＭＵＲＡ　ＭＡＵＲＯ　ＴＡＫＥＳＨＩ
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２号
長崎県五島市黄島町226番地、住民票上の前住所長崎県長崎市エミネント葉山町17番10号
債務者　高島　武光
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第２８７号
岩手県奥州市胆沢区小山字森小49番地２
債務者　岩渕　　悠
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子741番地45　関村住宅11号
債務者　小田ちはる
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２１号
岩手県北上市北鬼柳18地割158番地２　エトワール・サトー103号
債務者　佐藤　祐二
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２２号
岩手県紫波郡紫波町日詰字中新田236番地６
債務者　熊谷マユミ
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７９号
福島県喜多方市岩月町喜多方字北沢ノ目258番地１　市営雲雀ヶ丘団地10号
債務者　菅沼　廣隆
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
茨城県日立市滑川本町４丁目４番３―304号
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
水戸地方裁判所日立支部